		条例	」見 直	. し_	調書	ŧ			_
	作成年				度	平成20年度			
条	例 名	神奈川県卸売市場審	F議会条例						
条	例 番 号	昭和46年神奈川県多	条例第66号	3	法 規	集	第9編第	第1章第1	12 節
	管部局室課 環境農政部農業振興課								
条	例の概要	卸売市場法第71条第2項の規定に基づき、神奈川県卸売市場審議会の組織及び運営に関し、グログラスを							
び運営に関し必要な事項を定めている。									
	視点	検	討 内	容			備	考	
	必要性 現在でも 必要な条 例か。	卸売市場法第 71 置することができる 下「審議会」といい 規定に基づき、その 項を定めるものでも	る神奈川県島 う。)につい の組織及び道	即売市場等 いて、同学 重営に関	審議会 条第2項 し必要な	(以 頁の			
検	有効性 現行の内容で課題 が解決できるか。	審議会は、神奈川県卸売市場整備計画(以下「整備計画」という。)に関する事項その他卸売市場に関する重要事項を調査審議することを目的に設置されたもので、知事の諮問を受け整備計画を審議しており、本県の整備計画及び卸売市場行政を推進する上で有効に機能している。				場に回を	過去の開催状況 20年度 1回 19年度 1回 18年度 1回		
	効率性 現行の内容で効率 的といえるか。	審議会の委員は、学識経験者、神奈川県議会議員及び卸売市場を開設する市職員の計 20 人で構成されており、効率的な調査審議が行われている。					大学教授 評論家 業界団体 消費者団体 県議会議員 市職員		
討	基本方針適合性の場合になった。	審議会を原則公開とするとともに、「行政システム改革基本方針」及び「神奈川県附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」の考え方に合致している。 また、女性委員を7人登用しており、「かながわ男女共同参画推進プラン」にも適合している。				きのと方			
	適法性 憲法、法令 に抵触しないか。	卸売市場法に基づく審議会としての必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令には抵触しない内容である。							
	その他	その他							
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。		理 由 現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。				特言	3 事 耳	頁
次回見直し予定		平成 25 年度		見直し規定の有無			有無無		